ゴ ザ ジ ズ ゼ ゾ ダ ヂ ヅ デ
ド バ ビ ブ ベ ボ パ ピ プ ペ
ポ ヴ ァ ィ ゥ ェ ォ ャ ュ ョ
ヮ ッ

二　記号

ー（長音記号）

別表第三（第六十条、第六十八条の三関係）

［略］

別表第四（第七十八条の四第四項関係）

［略］

別表第五（第七十九条の二の三第一項関係）

一　外務省	旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第三条第一項の発給の申請に係る事実についての審査に関する事務
	外務省設置法（平成十一年法律第九十四号）第四条第一項第十一号の身分関係事項等に関する証明に係る事実についての確認に関する事務
二　国家公安委員会	道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第九十四条第一項の免許証の記載事項の変更に関する事務

別表第六（第七十九条の二の四第一項関係）

［略］

別表第七（第七十九条の二の四第二項関係）

［一～二十八　略］	
二十九	戸籍法第百七条の規定による氏及び氏の振り仮名の変更の届出
三十	戸籍法第百七条の二の規定による名及び名の振り仮名の変更の届出
三十一	戸籍法第百七条の三の規定による氏の振り仮名の変更の届出
三十二	戸籍法第百七条の四の規定による名の振り仮名の変更の届出
三十三	戸籍法第百八条第一項の規定による転籍の届出
三十四	戸籍法第百十条第一項及び第百十一条の規定による就籍の届出
三十五	戸籍法第百十三条、第百十四条及び第百十六条第一項の規定による戸籍訂正の申請

別表第八（第七十九条の五第一項関係）

［略］

別表第二（第六十条、第六十八条の三関係）

［同上］

別表第三（第七十八条の四第四項関係）

［同上］

別表第四（第七十九条の二の三第一項関係）

一　外務省	旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第三条第一項の発給の申請に係る事実についての審査

別表第五（第七十九条の二の四第一項関係）

［同上］

別表第六（第七十九条の二の四第二項関係）

［一～二十八　同上］	
二十九	戸籍法第百七条の規定による氏の変更の届出
三十	戸籍法第百七条の二の規定による名の変更の届出
三十一	戸籍法第百八条第一項の規定による転籍の届出
三十二	戸籍法第百十条第一項及び第百十一条の規定による就籍の届出
三十三	戸籍法第百十三条、第百十四条及び第百十六条第一項の規定による戸籍訂正の申請

別表第七（第七十九条の五第一項関係）

［同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。